

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年1月13日（水）

12時30分～

場所：市役所5階特別会議室

次 第

議 題

- (1) 感染症の発生状況について
- (2) 今後の対策について
- (3) ワクチン接種への対応について
- (4) その他

新型コロナウイルス感染症 発生状況

令和3年1月12日

健康局

1. 陽性者の状況

(1) 陽性者の現況 (1/12時点)

	検査件数	陽性者数 累計	現在 陽性者数	入院中		自宅療養	宿泊療養	入院等 調整中	死亡	退院・ 解除済 累計
					重症					
大阪市	157,614	16,186	1,902	484	27	896	305	217	342	13,942
大阪府全体	524,730	35,306	(注) 5,850	1,149	171	2,276	1,225	1,200	690	28,766

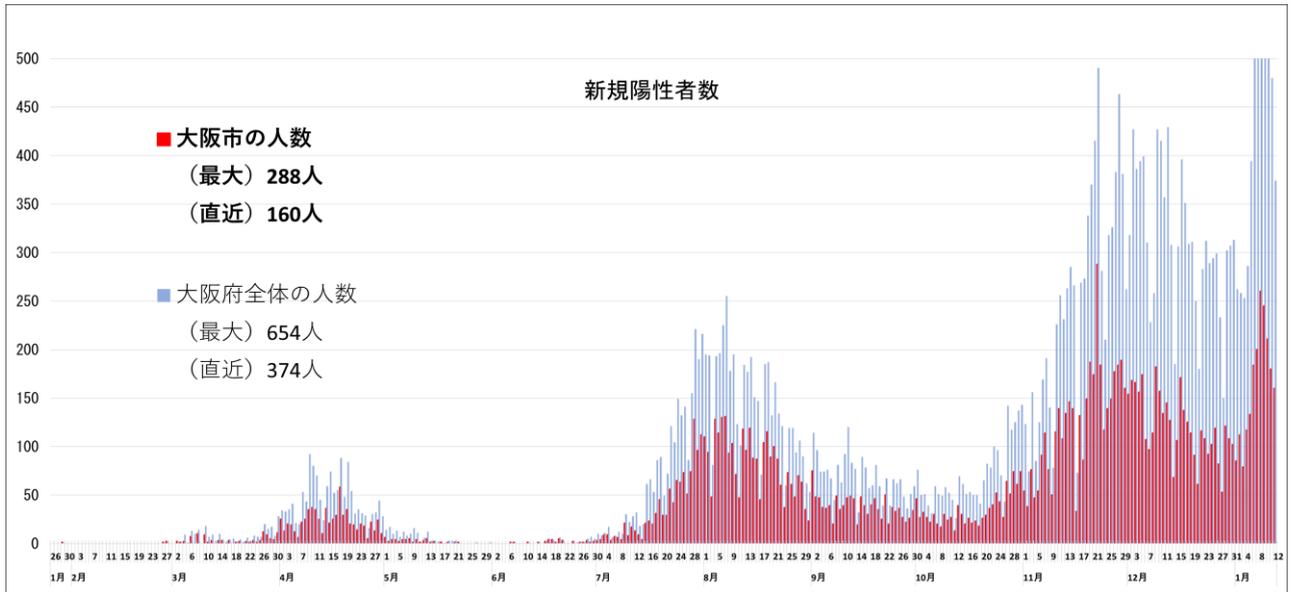
(注) 大阪府外で健康観察を実施している事例を含む。※大阪府の情報は、大阪府ホームページより掲載。

※大阪市の情報は、大阪市外で判明した者を含む。11月16日以降公表分については再陽性数を新規陽性者数に含む。

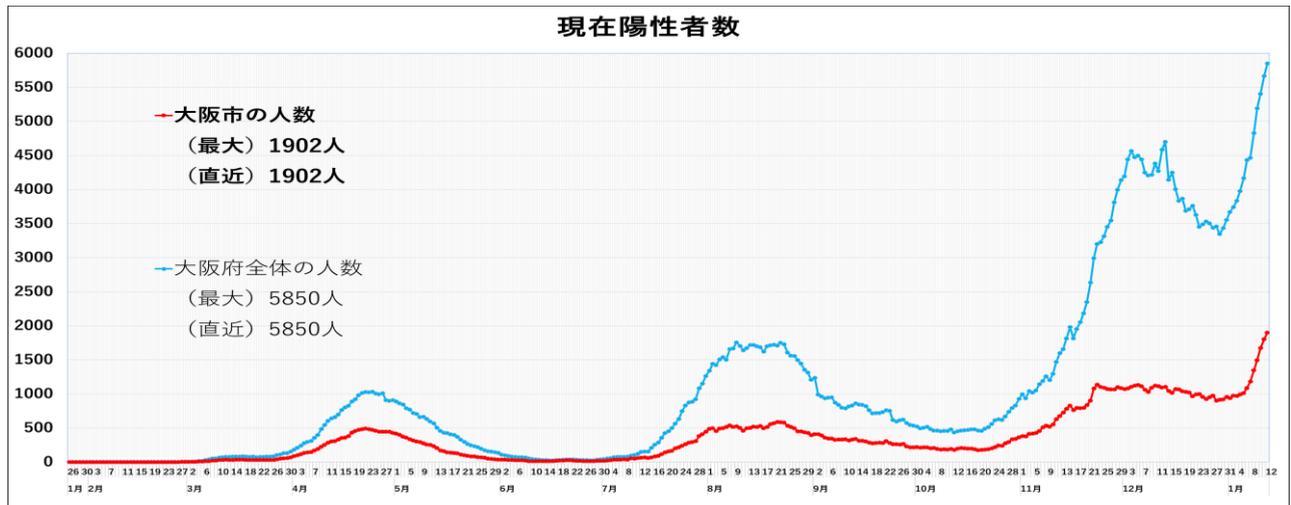
※11月16日から新規陽性者数の公表取りまとめ時間を前日16時～当日16時から前日0時～24時に変更。ただし、移行日である11月16日のみ前日16時～24時の新規陽性者数とする。

(2) 新規陽性者数の推移 (1/12時点)

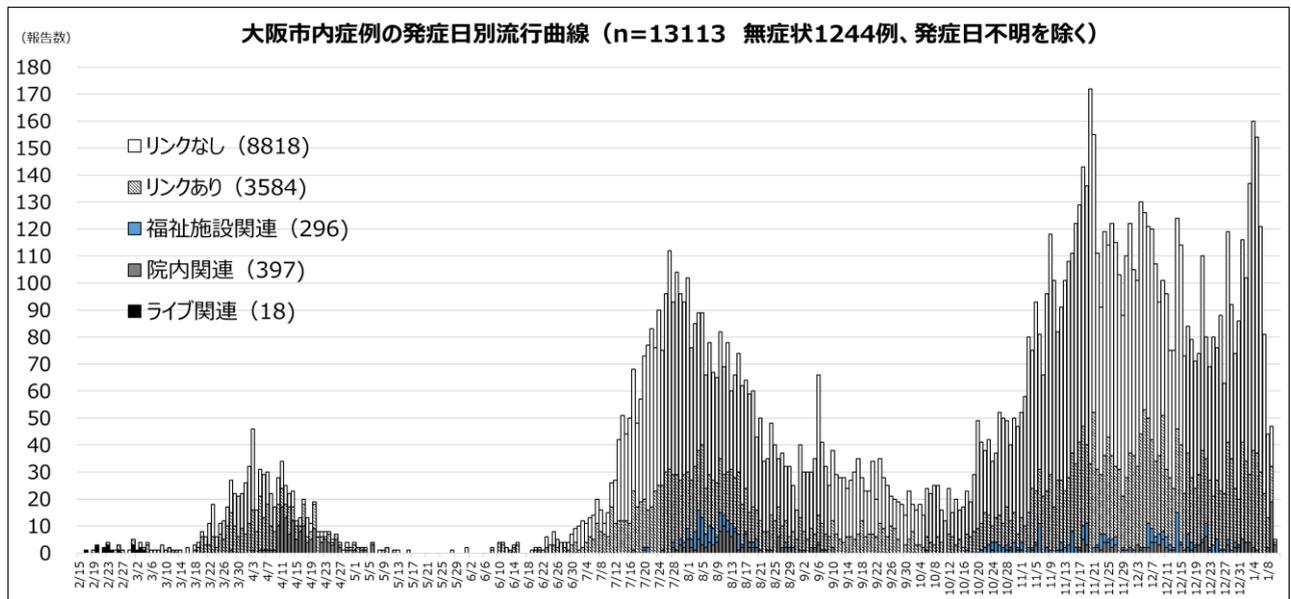
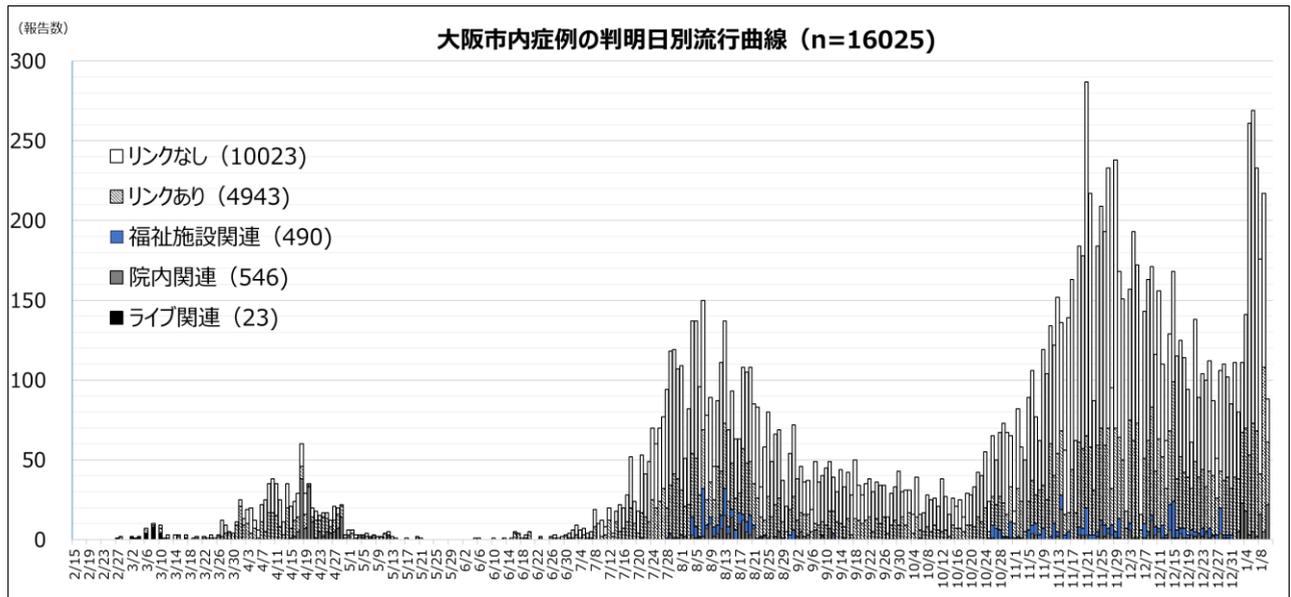
(直近7日間)	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日	1月11日	1月12日
大阪市	184	200	260	245	211	180	160
府全体	560	607	654	647	532	480	374



(3) 現在陽性者数の推移 (陽性者数累計－死亡－退院・解除済) (1/12時点)

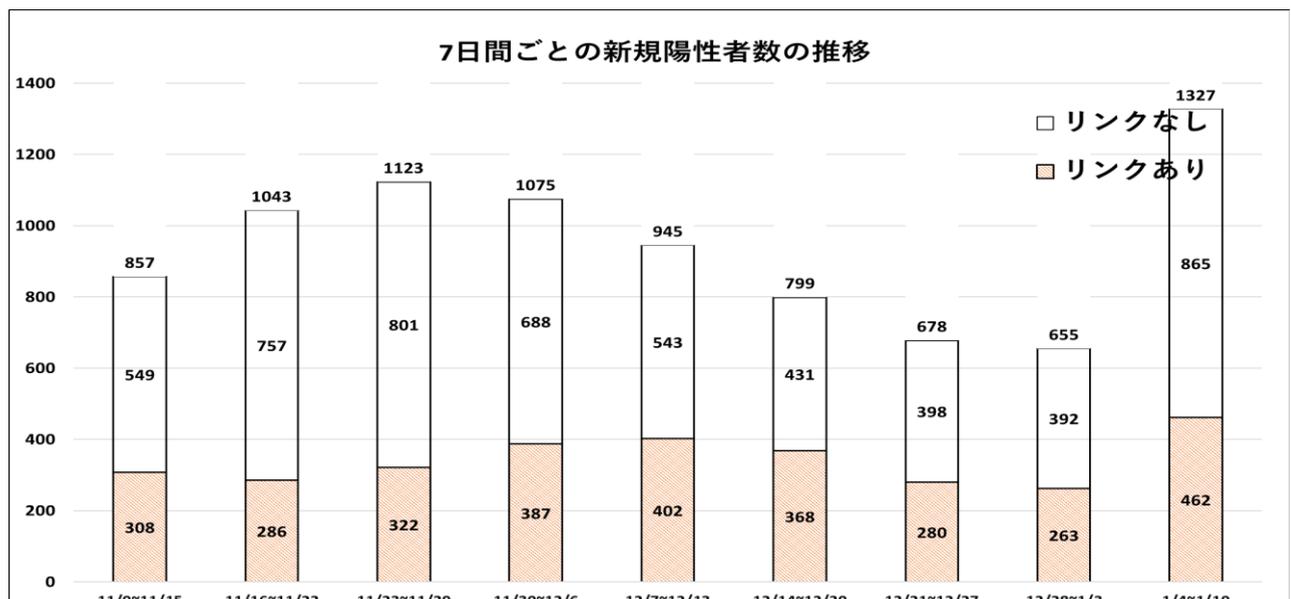


(4) 大阪市内症例の判明日別・発症日別流行曲線 (1月11日時点)



(注) 表1-(4)については、11月16日から府独自システムを廃止し、国システムに一歩化したことに伴い、前日時点の表に変更。

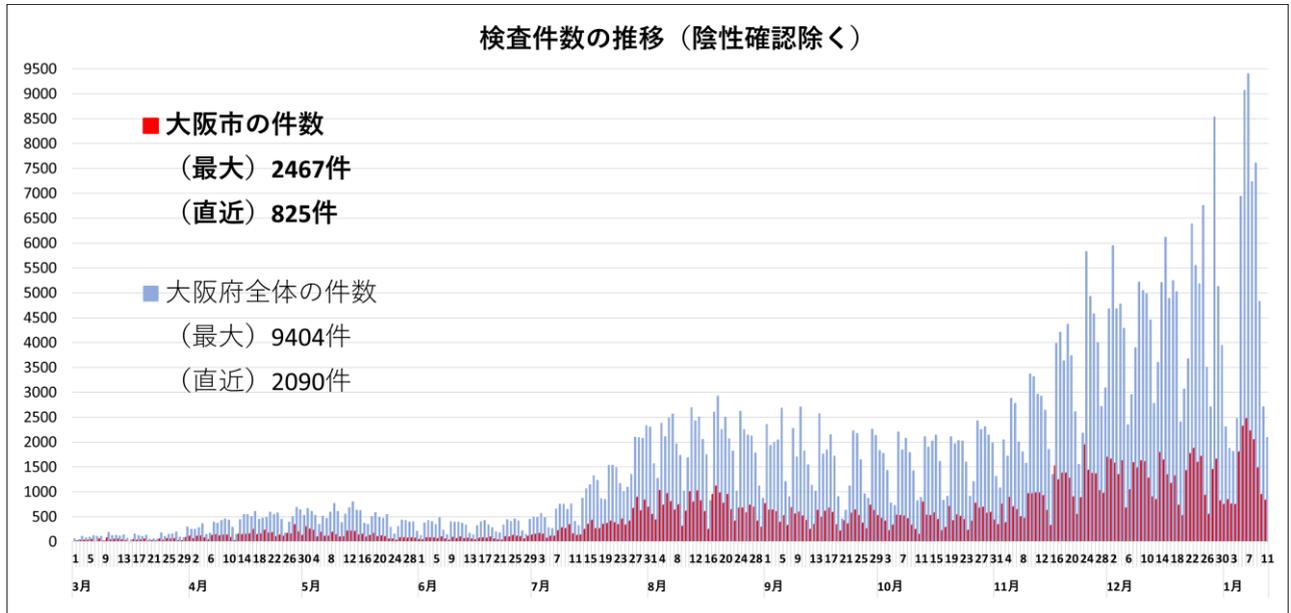
(5) 大阪市内の7日間ごとの新規陽性者数の推移 (1月10日時点)



2. 検査の状況

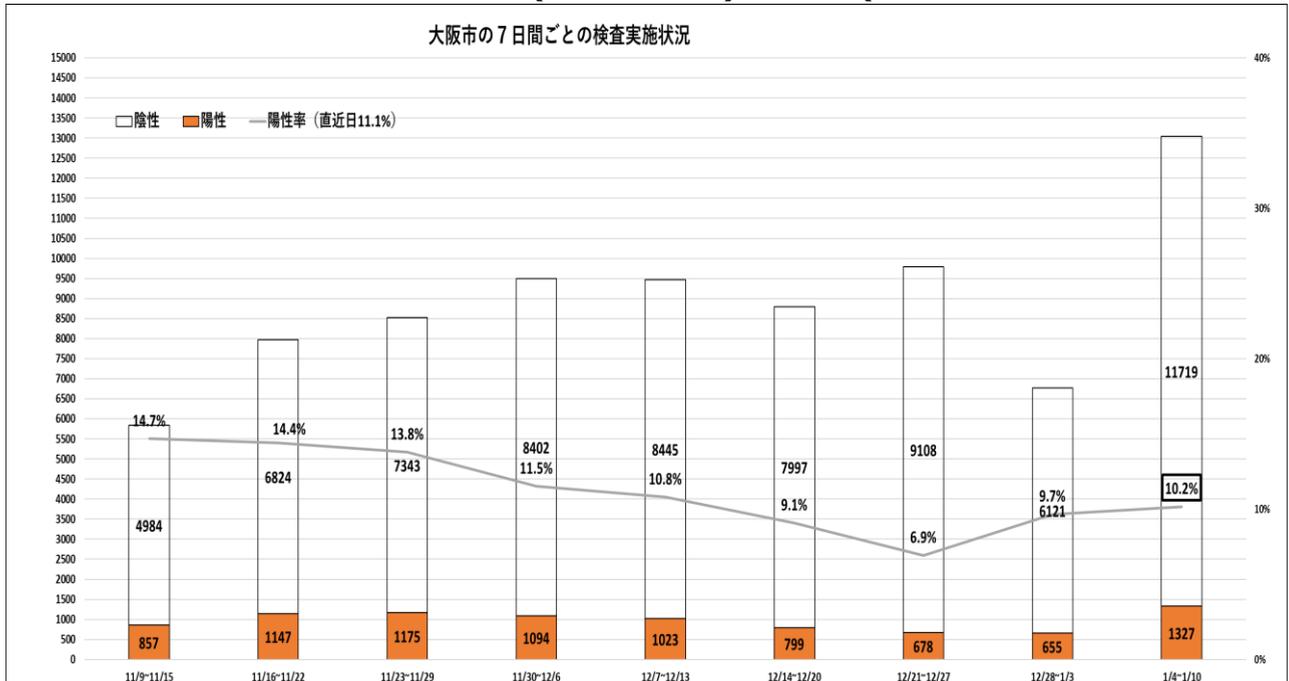
	累計 (大阪府：2/1~1/12) (大阪府：2/1~1/12)	(直近7日間)	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日	1月11日	1月12日
		大阪市	157,614 件	大阪市	2311	2467	2219	2041	1474
大阪府	524,730 件	府全体	9065	9404	7231	7602	4826	2703	2090

(1) 検査件数の推移（陰性確認除く）（1/12時点）



※6月22日以降は、保健所を介する行政検査に加えて、保健所を介さない行政検査・医師が結果を確定した抗原検査を含む

(2) 大阪市の7日間ごとの検査件数(陰性確認除く)と陽性率(1月10日時点)

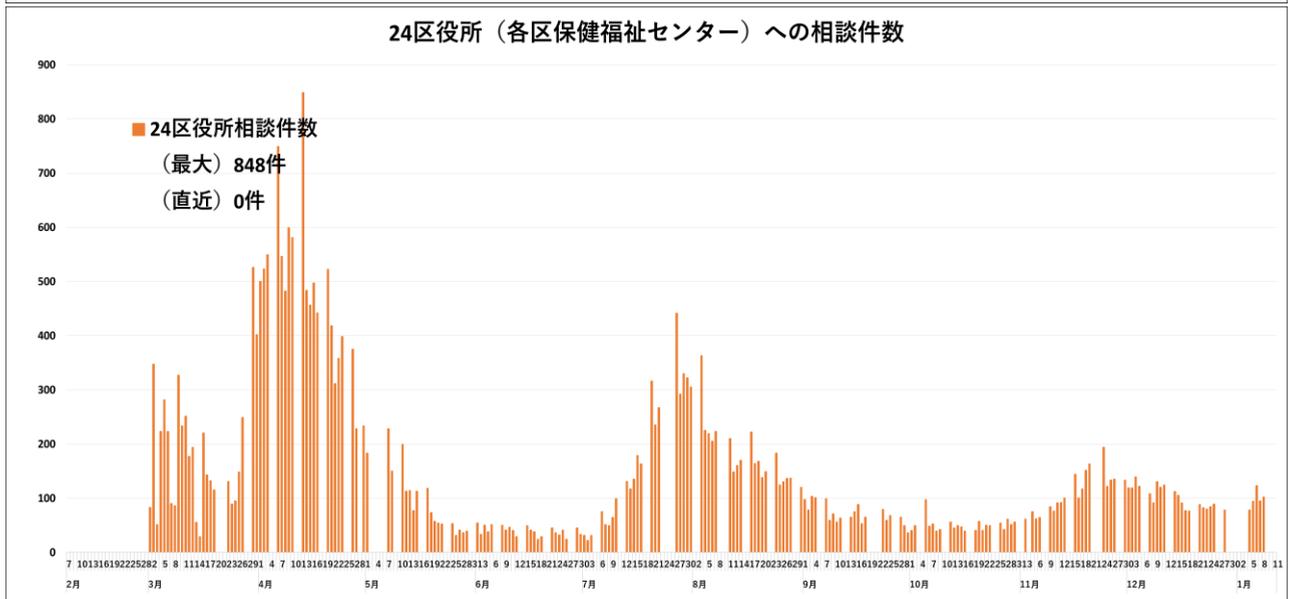
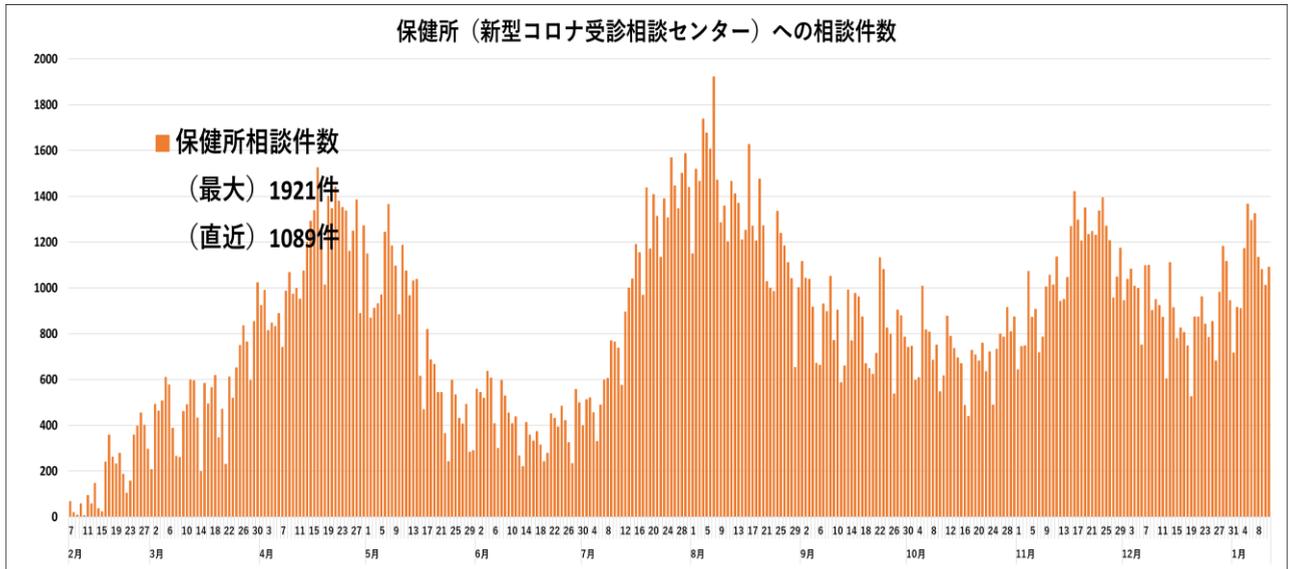


※6月22日以降は、保健所を介する行政検査に加えて、保健所を介さない行政検査・医師が結果を確定した抗原検査を含んで陽性率を算出

3. 相談件数

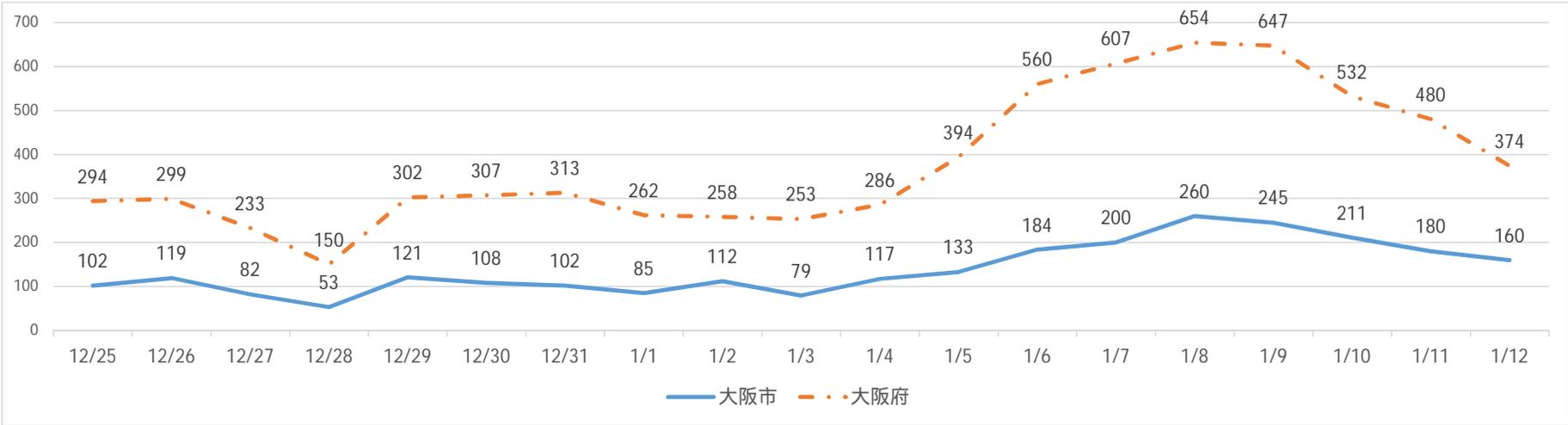
	累計 〔 保健所：2/7~1/11 区：3/1~1/11 〕
保健所（新型コロナ受診相談センター）	282,229 件
24区役所（各区保健福祉センター）	32,002 件
相談件数合計	314,231 件

大阪市への相談件数の推移（1月11日時点）

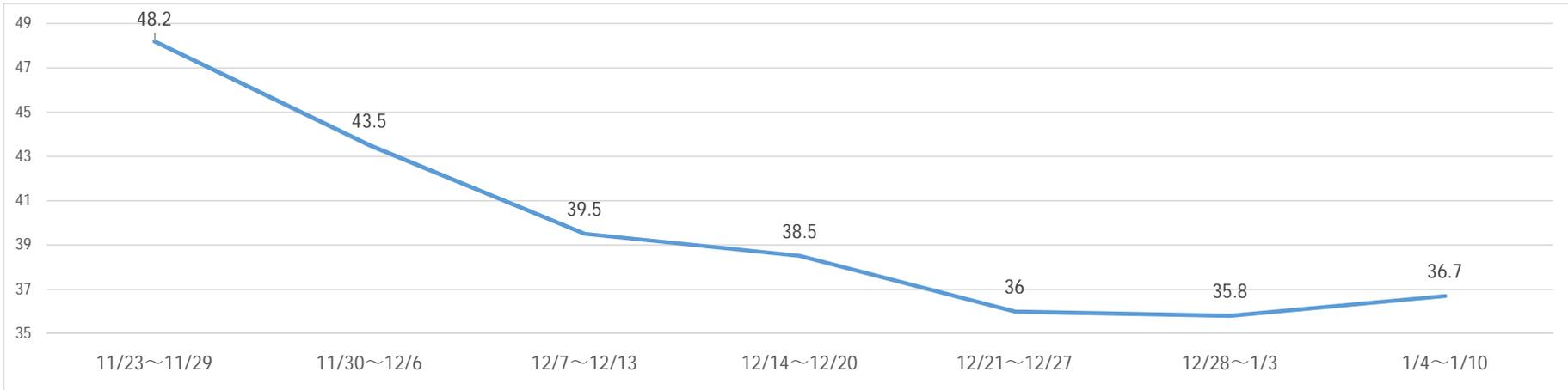


発生状況について

1. 新規陽性者の推移(人)



2. 新規陽性者における大阪府に占める大阪市の割合(%)



病床等の確保状況について（大阪モデルモニタリング指標）

（1）患者受入重症病床使用率

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
確保病床数	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236
患者数	158	150	159	164	165	165	169	171	161	166	168	168	168	171	169	171
病床使用率（％）患者数／確保病床数	66.9%	63.6%	67.4%	69.5%	69.9%	69.9%	71.6%	72.5%	68.2%	70.3%	71.2%	71.2%	71.2%	72.5%	71.6%	72.5%

1/12現在 重症患者数÷実運用病床数 81.4%（171人/210床）

うち、大阪コロナ重症センター（17人/20床）

（2）患者受入軽症中等症病床使用率

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
確保病床数	1334	1334	1334	1334	1340	1340	1340	1343	1343	1336	1336	1342	1342	1342	1342	1342
患者数	887	890	922	805	841	842	858	885	879	838	853	851	865	869	948	978
病床使用率（％）患者数／確保病床数	66.5%	66.7%	69.1%	60.3%	62.8%	62.8%	64.0%	65.9%	65.5%	62.7%	63.8%	63.4%	64.5%	64.8%	70.6%	72.9%

1/12現在 軽症中等症患者数÷実運用病床数 76.2%（978人/1284床）

大阪市病床拡充協力金制度運用期間（12/4～12/31）の本市確保病床の状況 34床増床

（3）患者受入宿泊療養施設部屋数使用率

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
確保部屋数	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019	2019
療養者数	668	654	619	628	689	682	679	662	673	651	752	874	992	1101	1173	1225
部屋数使用率（％）療養者数／確保部屋数	33.1%	32.4%	30.7%	31.1%	34.1%	33.8%	33.6%	32.8%	33.3%	32.2%	37.2%	43.3%	49.1%	54.5%	58.1%	60.7%

1/12現在 宿泊療養者数÷実運用部屋数 60.7%（1225人/2019室）

<新規陽性者の発生動向>

(1) 大阪府の発生動向

- 1月5日以降新規陽性者数は急増し、直近1週間は前週比1.96倍とほぼ倍増。感染拡大の規模・スピードはこれまでの波にないレベル。直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数は43.95人(1/11)と過去最多を記録し、陽性率以外は国の分科会指標のステージⅣの基準を大きく超過。
- 新規陽性者に占める40代未満や感染経路不明者の割合が直近2週間で増加。

(参考 これまでの取組み)

- ①11/21～イエローステージⅡに移行。
府民等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えることや、重症化リスクの高い方は、不要不急の外出を控えることなどを要請
- ②11/27～大阪市北区、中央区の接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等に対する休業又は営業時間短縮の要請)
- ③12/4～府民に対するできる限りの不要不急の外出自粛要請
- ④12/16～大阪市内の接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等に対する休業又は営業時間短縮の要請)
府民に対する不要不急の外出自粛要請

(2) 市内・市外居住者の発生動向 (週・人口10万人あたり)

- 市内・市外ともに直近1週間で急増し、11月の時短要請前の数を大きく超過。
- 市内・市外の各年代いずれも直近1週間で増加し、特に10代～30代の新規陽性者数が急増。
(20-50歳代の世代の感染拡大が、家庭内、医療機関や高齢者施設等での感染に繋がっており、重症者が増加する要因)

(3) 夜の街関連等の発生動向

- 新規陽性者に占める夜の街の関係者及び滞在者の割合は、直近2週間で増加に転じ、特に居酒屋・飲食店、バーの滞在歴のある陽性者は11月27日の時短要請開始時点の水準を上回っている。
滞在エリア別では、クラスターによる影響もあり、市外でも増加。市内も再び増加に転じ、時短要請開始時点の水準にまで戻っている。
- 年末年始は、会食・カラオケなど同窓会、友人同士や親族の集まり、クリスマスや忘年会、新年会や初詣等のイベントによる感染が推定される事例が数多く確認。

<医療提供体制の状況>

- **重症病床使用率**は、重症者数が170人前後で推移したままであり、**依然ひっ迫**（1/11 71.6%（実運用率80.5%））。**軽症中等症病床**は、1月11日に入院者数が948名と過去最多となり、**極めてひっ迫**。（1/11 使用率70.6%（実運用率74.8%））。**宿泊療養施設**についても使用率が約6割に達し、ひっ迫の度合いが増している。
- 今後、新規陽性者数が1日あたり600名程度で推移すると仮定した場合、重症者数及び軽症・中等者数は、1月11日時点の確保病床数（重症病床236床、軽症・中等症病床1,342床）を上回る恐れがある。また、宿泊療養についても、運用数が急激に増加している。入院・療養者数が高水準で継続することにより、医療提供体制が限界を超える恐れがある。

今後の対応方針について

- 年末年始特有のイベント等や季節性による感染の広がりなどにより、現在、**新規陽性者数はこれまで例をみない急拡大の波に突入している**。その影響で、**医療提供体制のひっ迫の度合いが一層、増している**。
- **新規陽性者に占める40代未満や感染経路不明者の割合が増加していることから、今後、感染が更に拡大する恐れが大きく、確保病床をオーバーフローする恐れが刻一刻と高まっていることから、府民への更なる強い呼びかけなど、感染抑制に向けたさらに強い取組みが必要である**。

保健所の体制について

1. 1月の体制拡充について

(1) 人員体制の強化

1月1日付け 課長代理級職員【事務】 + 1名
係長級職員【事務、土木等（兼務）】 + 17名 計 + 18名

(2) 執務スペースの拡充について

- 令和2年5月以降の体制整備に伴い、現行の執務場所（あべのメディックス）では十分なスペースがなく、他局の会議室を借用するなど応急的な状態になっている。
- 令和3年1月12日
新たに確保した保健所執務場所（船場センタービル）に一部担当（ ）を移転し、新型コロナウイルス感染症対策グループの執務場所を集約化することで、保健所業務のより円滑な執行体制を確保。
（ ）環境衛生監視課、食品衛生監視課

2. 専門職応援派遣の状況について

(1) 府県市の専門職応援派遣〔12月末で派遣終了〕

- ・ 府下市町村 箕面市、羽曳野市、能勢町から保健師各1名 11/24～12/25の間派遣
- ・ 府県 福井県、京都府、長崎県、福島県、島根県、鳥取県、徳島県、岩手県、鹿児島県
9府県から医師・保健師・監視員 合計20名（1日あたり1名～9名）12/7～12/31の間派遣

(2) 新型コロナウイルス感染症対応人材バンクの活用

都道府県単位で潜在保健師を登録する人材バンクを創設

- ・ 登録名簿 保健師、管理栄養士等で構成される中央の関係団体の会員
国民健康保険中央会（大阪府）名簿より
- ・ 12月：保健師1名、1月：保健師4名（一人あたり月1～3日勤務）

(3) 日本看護協会の専門職応援派遣

応援派遣の枠組み

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱〔感染症対策専門家派遣等事業〕
 - 専門職種：看護師
 - 派遣期間：令和3年1月12日（火）～令和3年2月1日（月）
 - 派遣人数：7名（1日あたり1名）
 - 職務内容：自宅待機患者や濃厚接触者（企業関連）の健康観察と急変時の応急対応
及び健康相談

新型コロナウイルス感染症への対応状況（福祉局）

令和3年1月13日現在

1 施設等における発生状況（4月1日～1月8日）※福祉局把握分

（1）高齢者施設等

- ・370か所の施設・事業所において、1,119人（利用者674人、スタッフ445人）の陽性。
このうち、155か所507人（利用者309人、スタッフ198人）は、12月以降に発生。

（2）障がい者施設等

- ・149か所の施設・事業所において、282人（利用者155人、スタッフ127人）の陽性。
このうち、53か所107人（利用者67人、スタッフ40人）は、12月以降に発生。

2 福祉局における対応策

- ・必要に応じて衛生用品を提供。
- ・防護具の着脱方法等について、入所系施設に対し順次、巡回により実地に指導、助言を実施。
- ・本市ホームページに、感染予防対策に係る関連通知やチェックリスト、解説動画等を掲載。
- ・社会福祉施設等向けの新型コロナウイルス感染症対策に関する研修をオンラインで実施。

3 衛生用品の備蓄状況等

衛生用品	これまでの提供状況	現在の備蓄状況
マスク（サージカル）	約52万枚	約21万枚
マスク（不織布）	約109万枚	約50万枚
ガウン	約5万着	約1万着
手袋	約35万組	約139万組
フェイスシールド・ゴーグル	約1万个	約1万个
アルコール消毒液	約5,000リットル	約300リットル

- ・マスク（不織布）は、今年度末までに国から本市に143万枚配付予定。
手袋は、今年度末までに国から本市に240万組配付予定。

学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況

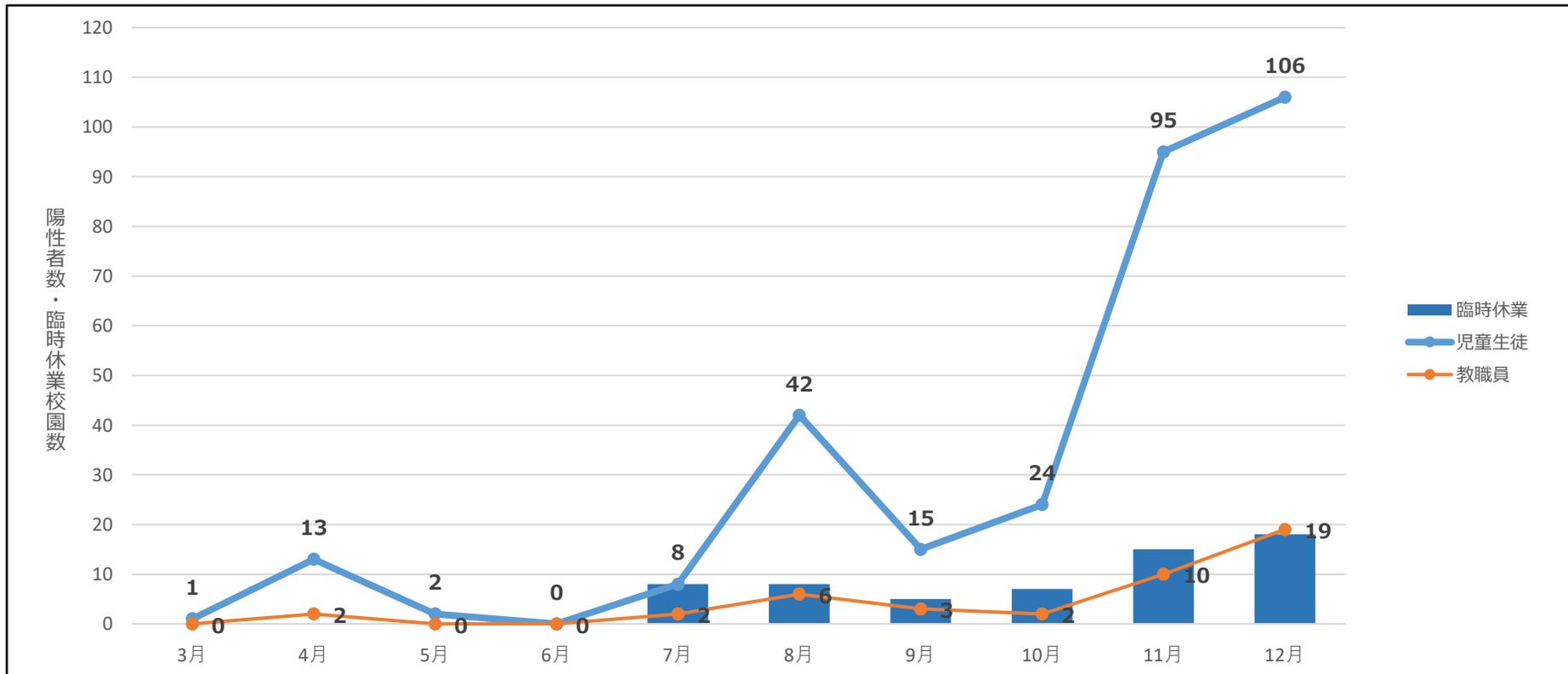
令和3年1月13日
教育委員会事務局

■ 陽性者数及び臨時休業実施学校園数

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月※	計
陽性者数	児童生徒等	1	13	2	0	8	42	15	24	95	106	47	353
	教職員	0	2	0	0	2	6	3	2	10	19	17	61
臨時休業実施学校園数		0	0	0	0	8	8	5	7	15	18	2	63

※1月は1月12日判明分まで

■ 陽性者数及び臨時休業実施学校園数の推移（3月～12月）



緊急事態宣言の発令期間中の学校園の対応について

(1) 通常授業・通常保育の継続

- ・子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言の発令期間中も、分散登校（園）や短縮授業（保育）は行わず、通常授業・通常保育を継続する。
- ・感染リスクの高い教育活動（例：室内における近距離での合唱、調理実習等）は実施しない。
- ・児童いきいき放課後事業、幼稚園の一時預かり事業についても感染防止対策に留意したうえで継続する。

(2) 校外での教育活動、部活動について

- ・修学旅行、校外活動等については、緊急事態宣言の発令期間外に延期、もしくは中止とする。
- ・部活動については、活動場所を学校内等に限り、練習試合や合同練習会は実施しない。

(3) オンライン学習等による学びの保障

- ・学級休業等になった場合には、学習に遅れを生じさせないため、オンライン学習等の実施を行う。
- ・不安により登校できない児童生徒等については従来どおり出席停止扱いとし、オンライン学習等の実施により学びを保障する。

(4) 入学者選抜等について

- ・感染防止策や受験機会の確保に万全を期したうえで実施する。

■ こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症
陽性者数（利用児童、職員）、発生施設数及び休園対応施設数（1月11日時点）

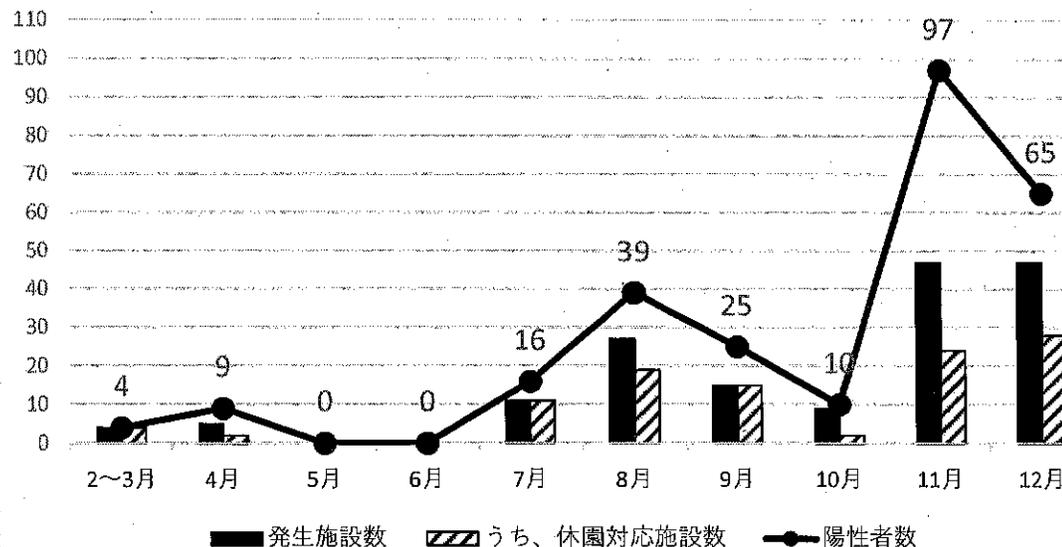
令和3年1月13日
こども青少年局

	2~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
陽性者数	4	9	0	0	16	39	25	10	97	65	32	297
うち、児童数	1	6	0	0	2	23	15	4	46	29	12	138
発生施設数	4	5	0	0	11	27	15	9	47	47	29	194
うち、休園対応数※	4	2	0	0	11	19	15	2	24	28	7	112

保育施設等	146
認可外保育施設	28
児童養護施設等	11
いきいき等	13

※疫学調査対応等の臨時休園は除く

陽性者数、発生施設数及び休園対応施設数の
推移（2~12月）



■ 感染状況

- ・感染者数は、8月のピークを大きく上回り、11月に急激に拡大。
- ・同居家族の陽性判定に伴い濃厚接触者となった児童が、検査の結果、陽性となるケースが多い。
- ・陽性となった児童は、ほとんどが無症状か軽症（重症例なし）。

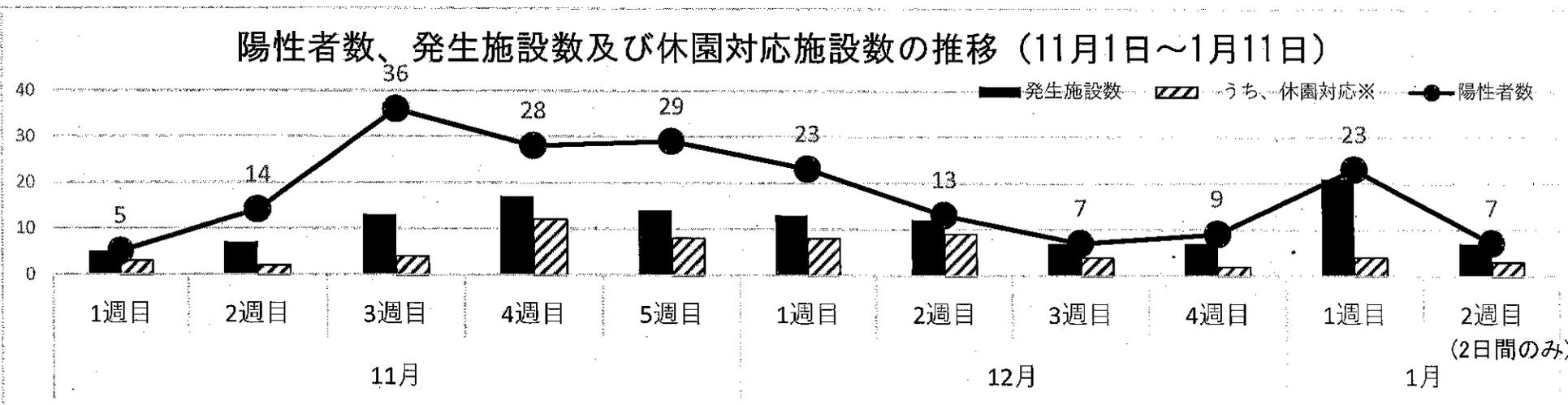
■こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症
陽性者数（利用児童、職員）、発生施設数及び休園対応施設数（11/1～1/11）

令和3年1月13日
こども青少年局

	11月					12月				1月		計
	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目 (2日間)	
	(11/1～7)	(11/8～14)	(11/15～21)	(11/22～28)	(11/28～12/5)	(12/6～12/12)	(12/13～12/19)	(12/20～12/26)	(12/27～1/2)	(1/3～1/9)	(1/10～1/11)	
陽性者数	5	14	36	28	29	23	13	7	9	23	7	194
児童	3	10	20	10	11	8	5	4	5	7	4	87
職員	2	4	16	18	18	15	8	3	4	16	3	107
発生施設数	5	7	13	17	14	13	12	7	7	21	7	123
うち、休園対応※	3	2	4	12	8	8	9	4	2	4	3	59

保育施設等 92
 認可外保育施設 16
 児童養護施設等 5
 いきいき等 10

※疫学調査対応等の臨時休園は除く



こども青少年局所管施設等における緊急事態宣言後の対応について

■緊急事態宣言時の国の方針

○保育所、学童保育は、感染防止対策を徹底しつつ、原則開所。

■今後の方針

○緊急事態宣言時の国の方針を踏まえ、保育施設、いきいき、学童保育、幼稚園における一時預かり事業は、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き開所（実施）する。

○保育施設は、利用者を特定できるため、陽性者の報告を受けて、
「臨時休園→疫学調査に基づき、必要に応じて部分休園や全部休園を要請」という
ルールで対応。⇒今後もこうした判断を迅速かつ的確に行ない、個別に対応していく。

○児童が24時間生活を送る一時保護所や児童養護施設等では、
集団感染も懸念されることから、引き続き、最大限の感染対策を続けていく。

レッドステージ（非常事態）2への移行の考え方

➤レッドステージ2について

特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に該当する場合は、レッドステージ2へ移行

【現在の感染状況】

- 直近1週間あたりの新規陽性者数が前週比1.96倍（1月11日現在）となっており、感染が急拡大し、国の分科会のステージⅣのモニタリング指標について、陽性率以外は、基準以上に達していること
- 重症病床、軽症・中等症病床など、医療体制が極めてひっ迫していること

以上の状況を踏まえ、1月9日に、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府全域を追加するよう、国に要請

レッドステージ2に移行

レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請

① 区域 大阪府全域

② 要請期間 レッドステージ2の期間（1月14日～2月7日）

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく※）

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、「不要不急の外出自粛」は法第45条第1項に基づく

●府民への呼びかけ

○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

【要請期間】 1月17日～2月7日

【収容人数・収容率等】

○ 【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

（特措法第24条第9項に基づく）

○ 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

○ あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

●施設について

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 1月14日～2月7日

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

- ③ 実施内容

【特措法第24条第9項に基づく要請】

対象施設	要請内容
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p>営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時</p>

【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること（イベントに関する要請 は1月17日～）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

● 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

< 経済界 > へのお願い

- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

< 大学等 > へのお願い

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく）

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和3年1月12日

開設時間：平日9時～18時（1月12日は21時まで）

※ただし、1/16（土）、1/17（日）は開設（9時～18時）

受付方法：専用電話（15回線）

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

■ 現状（12/3 第31回府新型コロナウイルス対策本部会議決定）

学習活動については、感染リスクの高いものは行わないとしたうえで、分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態を継続

➔ 不安により登校できない児童生徒等への対応については、引き続きオンラインの活用等により、学びの保障を徹底【制限する教育活動等】

感染リスクの高い教科活動	長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。 （例）・音楽：室内で児童生徒が近距離で行う合唱 ・体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動 ・家庭：児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動	旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は中止
部活動	各競技団体等のガイドライン等に基づき、一部活動内容を制限

■ 緊急事態宣言後の教育活動について

学習活動は原則維持したうえで、集団行動を伴う活動については、一部制限を強化

【制限を強化する教育活動等】

修学旅行、校外活動等	宿泊や府県間の移動を伴う活動については、中止または延期
部活動	練習試合や合同練習の禁止等

○卒業式等の式典は、形態を工夫して実施

○入学者選抜については、感染症対策や受験機会の確保に万全を期して実施（1月下旬までにマニュアルを通知）

【参考】文部科学省通知（令和3年1月8日）

地域一斉の臨時休業は、学びの保障や子供の心身への影響といった観点から避けるべき。ただし、緊急事態宣言の対象区域においては、学校設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、例えば時差登校等の感染症対策をさらに徹底すべき

■ 市町村立学校及び私立学校について

府立学校における教育活動の考え方に基づく対応を要請し、具体的な対応は設置者の判断により決定

【現行の措置】

「レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請」（1月9日から緊急事態宣言発出までの間）を踏まえ、以下の通り対応。

○ 府主催（共催）イベント及び府有施設は、「レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請」に準じ、対応。

【今後の対応】

今回の「レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請」を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント（1月17日から2月7日）

適切な感染防止策を実施したうえで、以下の参加人数、収容率かつ開催時間の範囲内を目安に開催。

【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

【開催時間】 20時まで

※ 留意事項

- 1月13日時点でチケット販売開始後のイベント及び1月13日時点でチケット販売前のイベント：
 - ・1月16日以前に販売されるチケットは上記を適用しない。
 - ・ただし、1月17日以降は上記を超過するチケットの新規販売を停止。
- 1月17日以降に販売開始されるもの：上記を適用。

（2）府有施設（1月14日から2月7日）

- 全ての府有施設について、以下のとおり対応。

20時までの開館時間短縮、19時までの酒類提供（※）

※ 開館時間短縮等に伴いキャンセルされた案件については、利用料金は徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する。

大阪府対策本部会議（1月8日、1月12日）の決定事項を踏まえた協力金の対応について

1/13 経済戦略局（1/2）

1月8日府対策本部会議において『緊急事態宣言の発出を要請すること』『それまでの間、市内飲食店等への従前の要請を延長すること』が決定
1月12日府対策本部会議において『レッドステージ2（非常事態）への移行』『府域の飲食店等への時短要請』等が決定

緊急事態宣言前

延長前の時短要請期間
(要請期間：12/16～1/11)

【対象エリア】

市内全域

【支給額】

基本：108万円 = 日額4万円 × 27日間

上乗せ：40万円（年末年始は書き入れ時）

計：148万円

予算810.48億円

= 国466.56、府63.96億円、市279.96億円

【受付】

1月12日（火）～受付開始

延長後の時短要請期間
(要請期間：12/16～1/13)

市内全域

左記の支給額に加え、
日額4万円 × 延長日数(2日間)

156万円を支給

延長期間の最終日の
翌日から受付開始

1月14日(木)～受付開始

緊急事態宣言後 (レッドステージ2)

1月14日～2月7日

府下全域

日額(6万円) × 日数(25日間)
= 150万円

2月8日(月)受付開始予定

詳細は、府において定め、
現時点では未確定

【要請と協力金】



【市】

① 期間：11/27～12/15
 件数：25,000件
 給付額：58万円

※ただし、12/11まで協力：50万円

【市】

② 期間：12/16～1/11
 件数：54,000件
 給付額：148万円

※ただし、前半12/16～12/29に協力：76万円
 後半12/30～1/11に協力：72万円

【市】

②-2
 期間：～1/13

給付額：
 左記の②に加え、
 日額4万円×延長日数

前半+後半+延長
 12/16～1/13：156万円
 後半+延長
 12/30～1/13：80万円

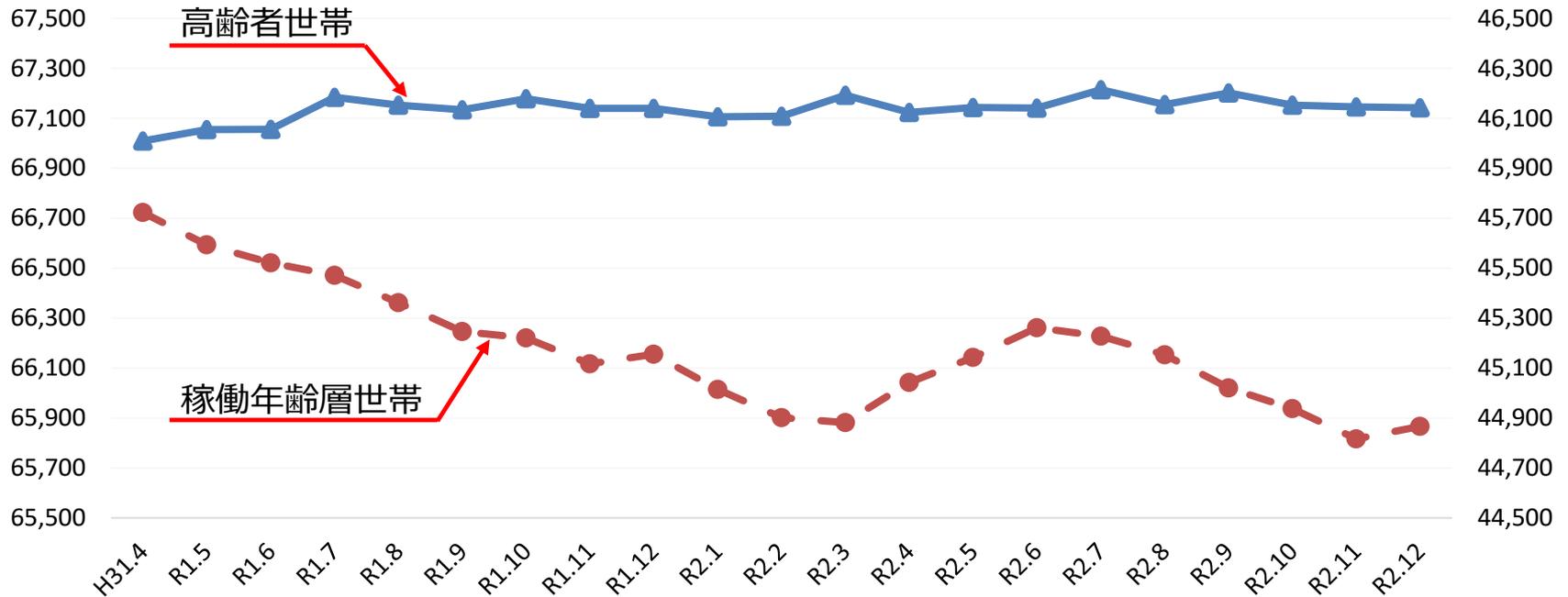
【府】

③
 期間：1/14～2/7
 給付額：
 日額6万円×日数(25日間)
 ：150万円

生活保護における直近の動向

○大阪市の年齢別の保護動向

- ・高齢者世帯は横ばい傾向。
- ・稼働年齢層世帯は、減少傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済情勢が悪化したことにより、令和2年4月以降、増加に転じた。しかし、6月をピークに再び減少している。



高齢者	67,009	67,054	67,056	67,184	67,152	67,134	67,178	67,140	67,140	67,106	67,108	67,192	67,123	67,143	67,141	67,214	67,155	67,201	67,152	67,145	67,142
前月比	△ 18	45	2	128	△ 32	△ 18	44	△ 38	0	△ 34	2	84	△ 69	20	△ 2	73	△ 59	46	△ 49	△ 7	△ 3
稼働年齢層	45,722	45,593	45,521	45,471	45,362	45,246	45,220	45,117	45,155	45,014	44,901	44,882	45,042	45,143	45,261	45,227	45,153	45,020	44,938	44,817	44,867
前月比	△ 137	△ 129	△ 72	△ 50	△ 109	△ 116	△ 26	△ 103	38	△ 141	△ 113	△ 19	160	101	118	△ 34	△ 74	△ 133	△ 82	△ 121	50
計	112,731	112,647	112,577	112,655	112,514	112,380	112,398	112,257	112,295	112,120	112,009	112,074	112,165	112,286	112,402	112,441	112,308	112,221	112,090	111,962	112,009
前月比	△ 155	△ 84	△ 70	78	△ 141	△ 134	18	△ 141	38	△ 175	△ 111	65	91	121	116	39	△ 133	△ 87	△ 131	△ 128	47

※令和2年11、12月については速報値です。速報値については、データ集計上、今後数値に変動が生じることがあります。

住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）の特例措置の状況

【住居確保給付金】

対象者	離職等により住居を失った方、住居を失う恐れの方
所得要件	住民税非課税基準額+40,000円 (単身:124,000円/月)
給付上限額	単身…40,000円
給付期間	原則3か月、最大9か月
適用期間	—



◎コロナ禍における特例措置

離職に限らず、「本人の責によらない収入の減少した方」も対象
同 左
同 左
同左 → 最大12ヶ月
最大12ヶ月の支給期間の特例については3月末までの申請分に適用

【生活福祉資金（総合支援資金）】

対象者	低所得世帯で、失業や収入減により日常生活の維持が困難な世帯
所得要件	生活保護基準の1.8倍
貸付上限額	単身世帯:月15万円以内 複数世帯:月20万円以内
貸付期間	3か月以内
申請期限	—
償還免除規定	—



◎コロナ禍における特例措置

「新型コロナの影響による収入減、失業等により日常生活の維持が困難な世帯」を対象に追加
収入が減少していること
同 左
最大6か月
令和2年12月末 → 令和3年3月末
償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は償還免除

集会所等の時短要請に関する取扱い

集会所等^(※1)に関しての、緊急事態宣言に伴う20時以降の営業時間制限に関わる取扱いについては、次のとおりとする。

1. 新規許可について

- ・ 緊急事態宣言期間中の使用について、感染症対策^(※2)の実施を求めるとともに、20時以降の使用許可は行わない。
- ・ なお、緊急事態宣言期間外の許可についても、期間延長又は、新たに使用制限が行われた場合は、その内容に従う旨の許可条件を付すこと。

2. 既に許可を行っているものについて

- ・ 20時以降の使用を含む許可については、使用許可条件^(※3)に基づき、中止するよう使用者に伝える。
- ・ その際、使用料について時間割り等が管理規定等で可能ならば、対応する。
- ・ 時間割り等ができない場合、その旨を使用者に伝え、キャンセルの申し出があれば、キャンセル料は徴収しない。
- ・ なお、使用制限時間帯に関わらない使用であっても、使用者から「不要不急の外出粛の要請」に応じることを理由として使用中止の申請があり、管理規定に基づいてキャンセル料を免除できる場合は、対応する。

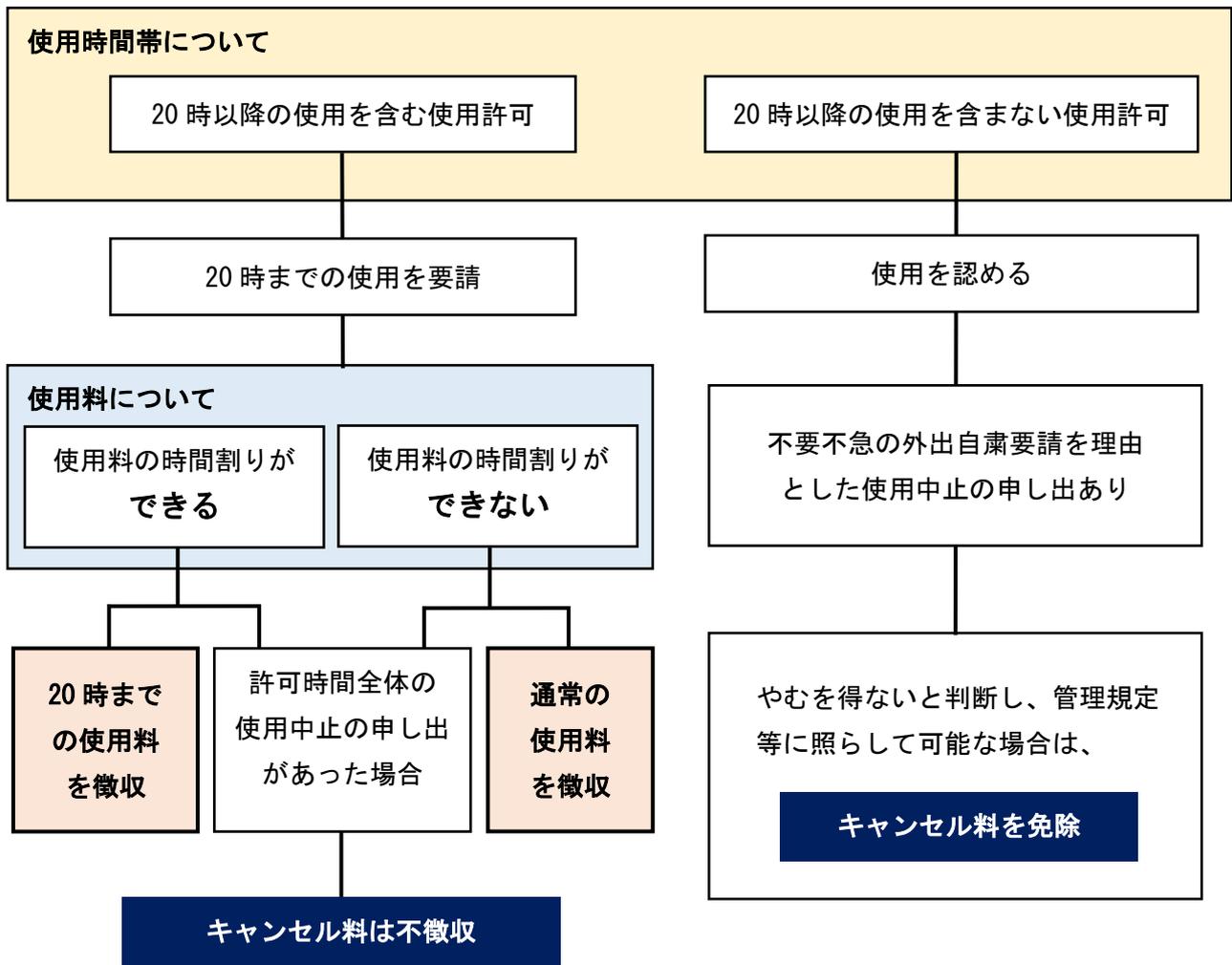
※1) 集会所等

- ・ 運動施設、遊戯場、劇場、観覧場、演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に係る）

※2) 人数上限5000人以下、かつ、収容率要件50%以下(屋外の場合は、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m))とするよう求めること。

※3) 「新たな措置要請があった場合はその内容に従うこと」等の使用許可条件。
当該許可条件を付していない場合は、協力依頼にとどめる。

【既に許可を行っているもののフロー】



新型コロナウイルスワクチン接種

想定スケジュール

令和3年 1月	包括業務委託の業者選定
2月	コールセンター開設準備、クーポン印刷準備、システム改修
3月	コールセンター開設、クーポン発送(高齢者)
3月下旬～4月	高齢者へのワクチン接種を開始 国の方針のもと、順次、対象市民へのクーポン発送及びワクチン接種について実施

新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種推進体制の整備

令和3年2月1日	課長以下10数名程度の局内チームを設置
----------	---------------------